

## 県西部都市圏交通マスタープラン及び都市・地域総合交通戦略（素案）に係る 協議会委員からの意見と対応方針

協議会の実施に先だって、協議会委員から意見を承ったため、その対応について以下のとおりとりまとめた。

### 県西部都市圏交通マスタープラン 都市・地域総合交通戦略素案の戦略施策事業等について

主な意見	協議会 委員	対 応 等	資料の 該当箇所
<p>素案 P19 における「4. 交通計画分野別基本方針」における公共交通計画の「鉄道・バスの乗継利便性向上策の実施（情報案内、<u>ダイヤ調整等</u>）」及び、素案 P43 における「3. 実施プログラムの策定」の戦略施策事業 No.36「<u>公共交通の乗継ダイヤの改善</u>」は、鉄道のダイヤをバスダイヤに合わせるように捉えられてしまう恐れがある。</p> <p>鉄道事業者としては、今後におけるダイヤ改正の情報については、できるだけ早期に提供するように努める。</p>	JR 東海	<p>鉄道のダイヤ改正に合わせ、バスダイヤの改正を行うことを前提にしたものであり、<u>また、鉄道同士のダイヤ調整など様々な交通機関の調整も想定されるため、原案のとおりとする。</u></p>	<p>資料 1 P 19 資料 1 P 43 （ 関連 資料 1 P 46 ）</p>
<p>素案 P21 における(1) 公共交通計画 公共交通ネットワーク計画「公共交通ネットワーク計画基本方針」にある「公共交通優遇制度の導入検討（乗継割引、観光・商業施設との連携、旅行パックと絡めた<u>優遇制度等</u>）」の記載を「<u>優遇</u>」より「<u>割引</u>」のイメージが近いと、変更できないか。</p>	JR 東海	<p>「公共交通優遇制度の導入検討（乗継割引、観光・商業施設との連携、<u>旅行パック等割引制度</u>）」に変更する。</p>	<p>資料 1 P 21 （ 関連 資料 1 P 19 ）</p>

主な意見	協議会委員	対応等	資料の該当箇所
<p>素案 P44 における「3. 実施プログラムの策定」の戦略施策事業 No.40「<u>バリアフリー基本構想(新法)策定</u>」の事業主体として鉄道事業者が含まれているが、どのようなことを想定しているのか。</p> <p>「(新法)」という記載の意味は、新法に適合するものということによいか。</p>	JR 東海	<p>小田原市において「<u>バリアフリー基本構想(新法)策定</u>」を予定しており、鉄道事業者にも策定協議に参画いただくことから、事業主体としている。</p> <p>「(新法)」という記載は、新法に適合するものということによい。「(新法)」の記載は、<u>削除する</u>。</p>	<p>資料 1 P 44</p> <p>( 関連 ) 資料 1 P 48</p>
<p>素案 P 26 における図 23「<u>幹線道路ネットワーク概念図</u>」について、「<u>南足柄市と箱根町を連絡する道路(南箱道路)</u>」については、平成 26 年にロードマップを公表しているため<u>実線表記</u>にしていきたいと思います。</p> <p>同様に「<u>秦野大井線バイパス</u>」も<u>実線表記</u>にしていきたいと思います。</p>	県西土木事務所	<u>両路線を実線(幹線道路)に修正する。</u>	資料 1 P 26
<p>素案 P 43 における「3. 実施プログラムの策定」の戦略施策事業 No.2「<u>県道 731 号(矢倉沢仙石原)</u>」〔<u>南足柄市と箱根町を連絡する道路</u>〕の期間の表記を「<u>短期(H27~H31)</u>」としていきたいと思います。</p>	県西土木事務所	<u>ご指摘の通り修正する。</u>	<p>資料 1 P 43</p> <p>( 関連 ) 資料 1 P 45, P 46, P 50</p>
<p>素案 P 43 における「3. 実施プログラムの策定」の戦略施策事業 No.9「<u>県道 77 号(平塚松田)</u>」〔<u>比奈窪バイパス</u>〕の期間の表記は、No.12「<u>県道 708 号(秦野大井)</u>」〔<u>篠窪バイパス</u>〕と同じ長さにしていきたいと思います。</p>	県西土木事務所	<u>ご指摘の通り修正する。</u>	資料 1 P 43

資料 No.及びページ数は、本協議会の資料に符合  
以上